

幼稚園設置基準の見直しについて（案）

1. 幼稚園における学級編制基準の位置づけ

幼稚園設置基準において、1学級の幼児数は原則35人以下とされている。

幼稚園設置基準は、当面必要な最低限の水準を示すものである一方で、幼稚園の設置者は、絶えず水準を向上させ、この設置基準の水準より上まわるように努力することが求められている。

なお、平成7年に1学級の幼児数を原則40人から35人に引き下げて以降、本基準の改正は行っていない。

2. 学級規模の現状・改正の必要性

幼稚園における学級規模は徐々に縮小してきており、令和5年5月1日時点では、幼稚園における1学級の幼児数が30人以下の割合は94.0%（国立：95.4%、公立：98.5%、私立：93.1%）となっている。【参考1】

また、保育所等を含む児童福祉施設における職員配置の最低基準が76年ぶりに引き下げられたほか、公立小学校については全学年の学級規模を35人以下とする改正が約40年ぶりに行われるなど、この数年の間で、幼稚園を取り巻く教育施設における学級編制や職員配置に関する基準の改善が図られているところである。

さらに、幼児教育の内容面に関しても、幼稚園教育要領において、幼児一人一人のよさや可能性を把握し、指導の改善に生かすよう留意することや、障害のある幼児など特別な配慮を必要とする幼児への指導を充実させることなどが示されており、より一層、子供一人一人の置かれた状況や発達の特性等に応じ、行き届いた教育を推進するため、必要な環境の整備を行うことが必要。

これらのことから、幼稚園設置基準における学級編制の基準について、30人以下に引き下げる改正を検討することとする。

3. 学級編制基準の引下げにより生じ得る影響

幼稚園設置基準においては、各学級に専任の教諭を配置することや、園舎及び運動場の必要な面積を学級数に基づいて算出することなどが規定されている。このため、学級編制基準を引き下げた場合、教諭の人材確保や園舎の改修などを行わなければならない園も存在する可能性があるところ、令和6年7月に行った調査によれば、こうした影響のある幼稚園の割合は3.8%（国立：2.3%、公立：1.3%、私立：5.2%）となっている。【参考2】

【参考1】幼稚園の学級規模の現状

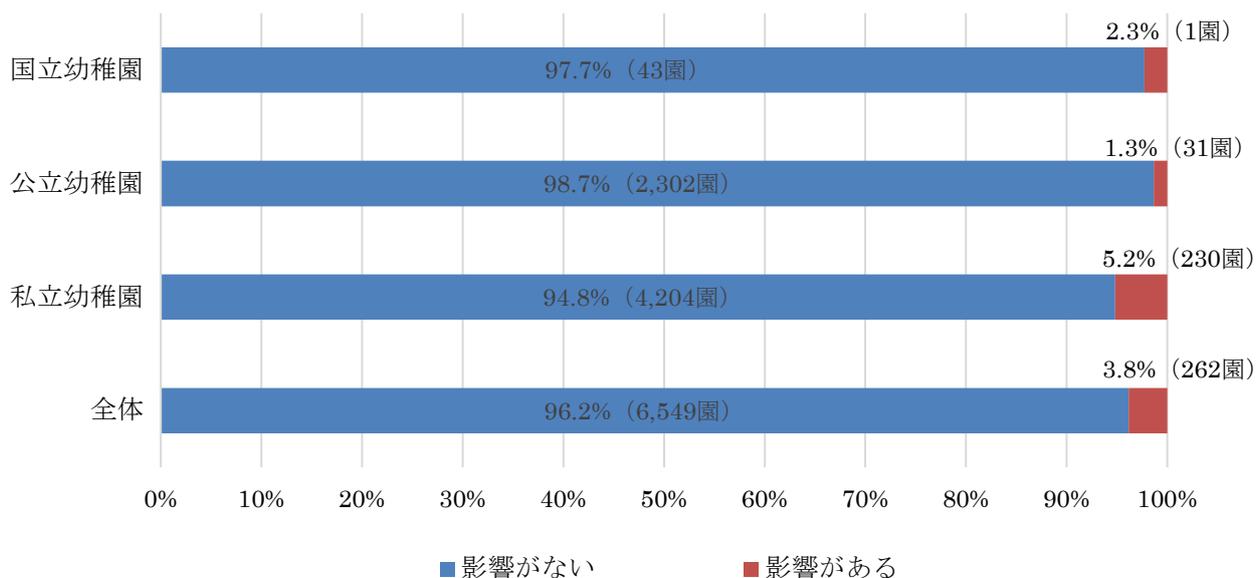
●令和5年度 幼稚園（学級数・割合） ※学校基本調査より

	計	1～15人	16～20人	21～25人	26～30人	31～35人	36人～
私立	36,266	8,109	8,724	9,898	7,029	2,357	149
	100%	22.4%	24.1%	27.3%	19.4%	6.5%	0.4%
公立	6,937	3,986	1,522	941	383	103	2
	100%	57.5%	21.9%	13.6%	5.5%	1.5%	0.0%
国立	217	51	56	58	42	10	0
	100%	23.5%	25.8%	26.7%	19.4%	4.6%	0.0%
計	43,420	12,146	10,302	10,897	7,454	2,470	151
	100%	28.0%	23.7%	25.1%	17.2%	5.7%	0.3%

※0人の学級を除く

※新制度幼稚園、未移行幼稚園の双方。（内訳不明）

【参考2】学級編制基準の引下げにより影響があると回答した園*の割合



※「影響があると回答した園」とは、幼児教育課で実施した調査において、基準の引下げに伴い、新たな教諭の人材確保や園舎の改修等の対応が生じると回答した園をいう

※幼児教育課調べ

- ・令和6年7月19日～8月9日調査実施
- ・回答園数（回収率）：国立44園（89.8%）、公立2,333園（85.0%）、私立4,434園（73.4%）
- ・主な調査項目：現在の学級規模、30人以下に引き下げた場合の影響、対応に必要と考えられる期間、懸念事項等